



厚生労働省

島根労働局

Press Release

島根労働局発表
令和6年5月30日（木）

担当

労働基準部健康安全課
課長 内久保康孝
地方産業安全専門官 藤原 博
Tel 0852-31-1157



令和6年度「全国安全週間」を実施します

～スローガン「危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全」～

島根労働局（局長 いわみひろふみ 岩見浩史）及び管下労働基準監督署では、各事業場において安全意識の高揚と安全活動の定着が図られるよう、次の取組を行ってまいります。

1 趣旨

今年で97回目となる全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「自主的な労働災害防止活動の推進」及び「安全意識の高揚と安全活動の定着」を目的として、一度も中断することなく続けられています。

2 全国安全週間の期間

本週間を7月1日から7月7日まで、準備期間を6月1日から6月30日として展開します。

3 島根労働局の主な取組

(1) しまね小売+Safe 協議会の開催

実施日 7月1日（月）

開催場所 松江地方合同庁舎 5F 共用第4会議室（松江市向島町134-10）

※詳細なタイムスケジュール等は、決まり次第、別途お知らせします。

(2) 建設工事現場に対する一斉監督の実施

(3) 全国安全週間説明会の実施（各労働基準監督署）

開催日時

松江：6月6日（木） 14時00分～16時00分

島根県民会館（松江市殿町158）

出雲：6月3日（月） 13時30分～15時30分

朱鷺会館（出雲市西新町2-2456-4）

浜田：5月31日（金） 13時30分～15時15分

島根県トラック協会西部研修会館（浜田市下府町327-114）

益田：5月30日（木） 13時30分～16時00分

ジャストホール（益田市遠田町2179-1）

【添付資料】

- 1 令和6年度 全国安全週間 島根労働局長メッセージ
- 2 令和6年度 全国安全週間リーフレット
- 3 「令和6年度エイジフレンドリー補助金」のご案内
- 4 S T O P ! 熱中症、クールワークキャンペーン
- 5 令和5年島根の労働災害

令和6年度 全国安全週間を迎えるにあたって

令和6年度の全国安全週間は、

危険に気付くあなたが目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全

をスローガンに、7月1日から7日を本週間、6月1日から6月30日を準備期間として全国的に展開されます。

令和5年に島根県内で発生しました労働災害による休業4日以上死傷者は741人で、その内4人の尊い命が失われました。

労働災害の特徴は、働く高齢者の増加等就業構造の変化により、60歳以上の高年齢労働者の災害が増加すると共に、転倒や腰痛症など行動災害の占める割合が増加しています。その一方で、割合は減少しているものの、建設業における墜落・転落や製造業におけるはさまれ・巻き込まれによる重篤災害も未だ、発生している状況です。

島根労働局では、令和5年度を初年度とする「島根労働局第14次労働災害防止計画」を策定し、死亡災害の撲滅と労働災害の減少を図るため、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の周知、転倒災害防止対策や腰痛予防対策の推進、建設業における墜落・転落災害防止対策をはじめとする業種別対策などを推進しています。

この全国安全週間を契機として、皆様の職場におかれましても、トップ自らの安全パトロールや安全表彰などの取組を実施していただき、安全で安心な職場を築くため、安全衛生管理活動を着実に進めていただきますようお願いいたします。

ご安全に！

令和6年6月1日

島根労働局長 岩見浩史

第97回

全国安全週間

期間 令和6年7月1日(月)～7日(日)

準備期間:令和6年6月1日(土)～30日(日)

スローガン

危険に気付くあなたの目
そして摘み取る危険の芽
みんなで築く職場の安全



今年で97回目を迎える全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的として実施されてきました。

これまで、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しておりますが、令和5年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上死傷災害は前年を上回る見込みであり、増加傾向に歯止めがかからない状況となっています。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、死亡災害については墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にあります。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次2年目となる令和6年度においても、労使一丸となった取組が求められます。

そのため、令和6年度は、「危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全」のスローガンの下、全国安全週間を実施することとしました。



主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会
協賛 建設業労働災害防止協会、
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会、
林業・木材製造業労働災害防止協会

※裏面の「令和6年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。



実施者の実施事項

1 安全衛生活動の推進

- ① 安全衛生管理体制の確立
 - ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
- ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
- ③ 自主的な安全衛生活動の促進
 - ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - イ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- ④ リスクアセスメントの実施
 - ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
 - イ SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進
- ⑤ その他の取組
 - ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
 - イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
 - ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

2 業種の特性に依じた労働災害防止対策

- ① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
 - ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
 - イ 経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知
 - ウ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
 - オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底
- ② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
 - ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
 - イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
 - ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
 - エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
 - オ トラックの逸走防止措置の実施
 - カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施
- ③ 建設業における労働災害防止対策
 - ア 一般的事項
 - (ア) 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
 - (イ) 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、改正「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
 - (ウ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - (エ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - (オ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - (カ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - (キ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
 - イ 改正「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施
 - ウ 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施
- ④ 製造業における労働災害防止対策
 - ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
 - イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
 - ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
 - エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
 - オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適用できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
- ⑤ 林業の労働災害防止対策
 - ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
 - イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

3 業種横断的な労働災害防止対策

- ① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
 - ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
 - イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 - ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
 - エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
 - オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
 - カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施
- ② 高齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
 - ア 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)」に基づく措置の実施
 - イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
 - ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
- ③ 交通労働災害防止対策
 - ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
 - イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
 - ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
 - エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- ④ 熱中症予防対策(STOP!熱中症 クールワークキャンペーン)
 - ア 暑さ指数(WBGT)の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
 - イ 作業を管理する者及び労働者に対する教育の実施
 - ウ 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮
- ⑤ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策
 - ア 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
 - イ その他請負人等が上記10(1)~10(3)④に掲げる事項を円滑に実施するための配慮

●職場の安全、全国安全週間に関する情報は
こちらでも発信しています!

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>



中央労働災害防止協会

<https://www.jisha.or.jp>



職場のあんぜんサイト

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp>



●職場の安全、全国安全週間に関する情報は
こちらでも発信しています!

厚生労働省 安全衛生

検索

中央労働災害防止協会 安全週間

検索

●労働基準監督署等への届出は
電子申請が便利です!

帳票入力支援サービス

検索

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



「令和6年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

- 高齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛を防止するための専門家による運動指導等、労働者の健康保持増進のために、エイジフレンドリー補助金を是非ご活用ください。

補助金申請受付期間 令和6年5月7日～令和6年10月31日

	① 高齢労働者の労働災害防止対策コース	② 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース	③ コラボヘルスコース
対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労災保険に加入している中小企業事業者 かつ、1年以上事業を実施していること ・ 役員、派遣労働者を除く、以下の労働者を雇用していること ・ 高齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用している ・ 対象の高齢労働者が補助対象に係る業務に就いている 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者を常時1名以上雇用している（年齢制限なし） 	
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年以上事業を実施している事業場において、高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器の購入・工事の施工等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者の転倒防止や腰痛予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費
補上助限率額	補助率：1/2	補助率：3/4	
	上限額：100万円 (消費税を除く)	上限額：30万円 (消費税を除く)	

※注意事項※

- ・ 複数コース併せての上限額は100万円です。
- ・ 複数コースでの申請の場合は、希望コースをまとめて申請してください。
- ・ この補助金は「事業場規模」「高齢労働者の雇用状況」「対策・取組の内容」等を審査の上、交付を決定します。
- ・ 全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

【参考】対象となる中小企業事業者の範囲

業種		常時使用する労働者数 ※1	資本金又は出資の総額 ※1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉（※2）、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。
 ※2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。



- ◆ 60歳以上の高齢労働者が安全に働けるよう、身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策を補助対象とします。

● 具体的には、次のような労働災害防止対策が対象となります ●

(ア) 転倒・墜落災害防止対策

- ◆ 作業場所の床や通路のつまずき防止のための対策(作業場所の床や通路の段差解消)(※1)
 - ◆ 作業場所の床や通路の滑り防止のための対策(水場等への防滑性能の高い床材・グレーチング等の導入、凍結防止装置の導入)
 - ◆ 転倒時のけがのリスクを低減する設備・装置の導入
 - ◆ 階段の踏み面への滑り防止対策
 - ◆ 階段への手すりの設置(※1)
 - ◆ 高所作業台の導入(自走式は含まず。床面から2m未満の物)
- (※1)法令違反状態の解消を図るものではないこと

水場における防滑性能の高い床材等の導入



従業員通路への凍結防止装置の導入



転倒防止対策
リーフレット



労働者の転倒災害(業務中の転倒による重傷)を防止しましょう 🔍 検索

(URL <https://www.mhlw.go.jp/content/001101299.pdf>)

(イ) 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策(腰痛予防対策)

- ◆ 不自然な作業姿勢を解消するための作業台等の設置
- ◆ 重量物搬送機器・リフトの導入(乗用タイプは含まず)
- ◆ 重筋作業を補助するパワーアシストスーツの導入
- ◆ 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)の修得のための教育の実施

移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入



(ウ) 暑熱な環境による労働災害防止対策(熱中症防止対策)

- ◆ 熱中症リスクの高い暑熱作業のある事業場(※2)における休憩施設の整備
- (※2)労働安全衛生規則第587条に規定する暑熱に対する作業環境測定を行うべき屋内作業場が対象
- ◆ 体温を下げるための機能のある服の導入
- ◆ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器(ウェアラブルデバイス)による健康管理システムの導入(初期導入費用のみ パソコンの購入は対象外)

体温を下げるための機能のある服の導入



(エ) その他の高齢労働者の労働災害防止対策(交通災害防止対策)

- ◆ 業務用車両への踏み間違い防止装置の導入

★ 労働者ごとに費用が生じる対策(高所作業台の導入、重量物搬送機器・リフト、パワーアシストスーツ、体温を下げるための機能のある服等)については、対策に関わる人数分に限り補助対象とします。

② 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース

【対象：全ての労働者】

- ◆ 労働者の身体機能低下による「転倒」や「腰痛」の行動災害を防止するため、身体機能維持改善のための専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する費用を補助対象とします。

・専門家とは・・・医師、理学療法士、健康運動指導士、労働安全・衛生コンサルタント、アスレティックトレーナー等

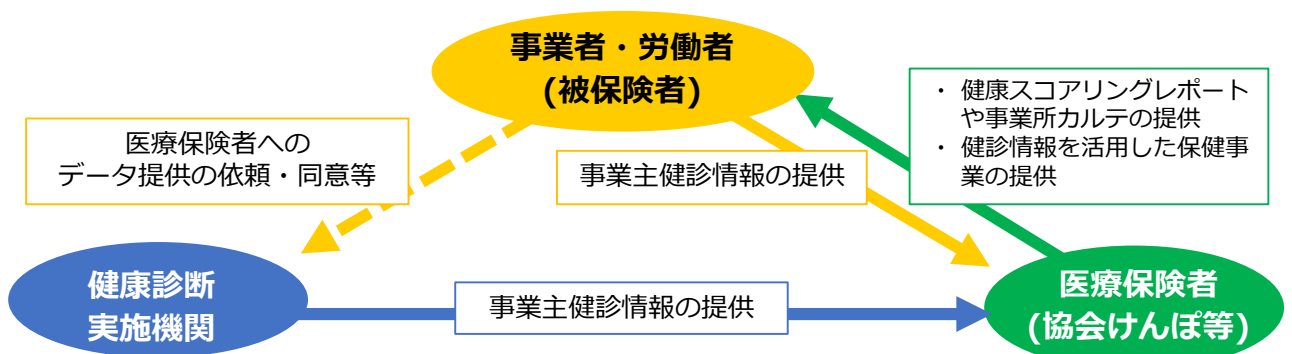
「転倒防止」・「腰痛予防」のための
身体機能のチェック及び運動指導等の実施が対象となります

- ★ 転倒防止、腰痛予防の運動指導等に限り(オンライン開催等も含む)
- ★ 物品の購入はできません
- ★ 転倒防止、腰痛予防以外の運動指導は、当コースでは補助対象外です(メタボリックシンドローム対策等の運動指導はコラボヘルスコースの活用をご確認ください)



「コラボヘルス」とは、医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者に対する健康づくりを効果的・効率的に実行することです。

＜コラボヘルス＞



- 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用した、労働者の健康保持増進のための取組に要する費用を補助対象とします。

事業主健診情報が保険者に提供されていることが補助の前提です

● 具体的には、次のような取組が対象となります●

健康教育、研修等

健康診断結果等を踏まえた禁煙指導、メンタルヘルス対策等の健康教育、研修等（オンライン開催、eラーニング等も含む）
 ➔ 産業医、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、労働衛生コンサルタント等によるもの

システムの導入

健康診断結果等を電磁的に保存及び管理を行い、事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用等によりコラボヘルスを推進するためのシステムの導入
 ※初期導入費用のみ
 パソコンの購入は対象外

栄養・保健指導

栄養指導、保健指導等の労働者への健康保持増進措置（健康診断、歯科健康診断、身体機能のチェックの費用は除く）

- ★ 物品の購入はできません
- ★ 事業所カルテや健康スコアリングレポートが保険者側の事情により保険者から提供されない場合は、エイジフレンドリー補助金Q & Aをご確認ください ➔



申請に当たっての注意事項（申請方法等は次頁をご確認ください）

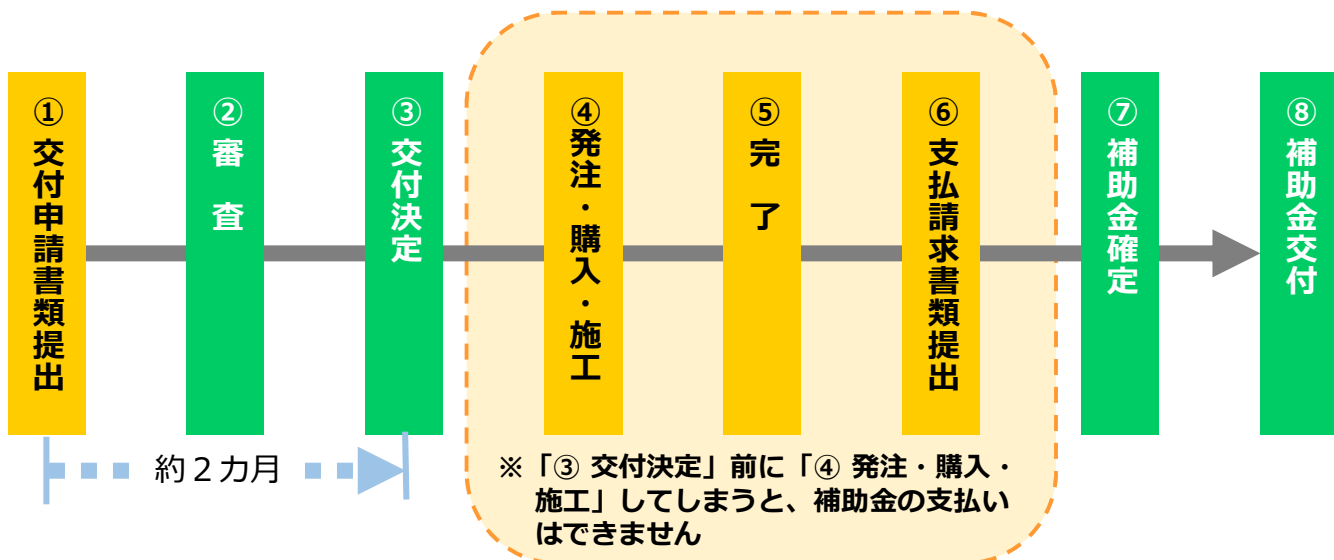
- ◆ この補助金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、適正な運用が求められるものです。補助金の実施要領、交付規程等をよく読み、補助金の交付条件等を確認の上で申請してください。（注）申請内容等の確認のため、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会が実地調査を行うことがあります。
- ◆ エイジフレンドリー補助金の補助対象となる対策に対して、別途補助金（助成金を含む）が交付されている場合（もしくは交付される予定がある場合）は、エイジフレンドリー補助金を利用できません。
- ◆ 偽り、その他不正の手段によって補助金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、補助金の返還を求められます。
- ◆ 交付決定を受けられなかった事業者は、申請期間中であれば異なる対策での申請が可能です（10月申請分除く）。なお、不交付決定（不採択）がなされた対策での再度申請はできませんのでご注意ください。

【財産を処分する場合の承認申請（必要な場合に手続きしてください）】

補助金を受けた機器等のうち50万円以上の物について、補助を受けた年度終了後5年以内に、事業の廃止等に伴い、譲渡または廃棄する場合は、承認手続きを行ってください。

補助金申請の流れ

■は事業者が実施します。 ■は事務センターが実施します。



★ ① 申請書類提出から③ 交付決定まで概ね2カ月を要します。十分な時間の余裕をもって申請してください。

- ➔ 「① 交付申請書類」「⑥ 支払請求書類」はエイジフレンドリー補助金事務センターのホームページからダウンロードしてください（申請書類の郵送やメール送付は行っておりません）
- ➔ 対象となる対策の具体例、補助の対象とならないもの等、詳細についてはホームページ内にあるQ & Aにまとめていますので、申請前に必ずご確認ください

高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりのため、事業者と労働者に求められる取組を示した「**高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン**（エイジフレンドリーガイドライン）」を活用しましょう
エイジフレンドリーガイドライン ➔ <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000815416.pdf>



交付申請書類受付期間

令和6年5月7日～令和6年10月31日（当日消印有効）

支払請求書類受付期限

令和7年1月31日（当日消印有効）

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
「エイジフレンドリー補助金事務センター」
（ホームページ <https://www.jashcon-age.or.jp>）

関係書類 送付先

〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階
エイジフレンドリー補助金事務センター
交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください
関係書類は郵送または宅配便のみでの受付となります（メールでの申請はできません）
封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納や、受付日の確認できない宅配便では
送付しないでください

お問合せ先

申請担当	支払担当
電話：03（6381）7507 FAX：03（6381）7508	電話：03（6809）4085 FAX：03（6809）4086

受付時間

平日10:00～12:00/13:00～16:00
（土日祝休み、平日12:00～13:00は電話に出ることができません）
<8月13日～8月16日（夏季休暇）、12月30日～1月3日（年末年始）を除く>

STOP！熱中症

クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター

チューイカン吉

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組



キャンペーン
実施要項

準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/>	労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/>	暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/>	設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/>	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/>	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/>	緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

<input type="checkbox"/> 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
<input type="checkbox"/> 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
<input type="checkbox"/> 服装	準備期間に検討した服装を着用
<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
<input type="checkbox"/> 暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意
<input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
<input type="checkbox"/> プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
<input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
<input type="checkbox"/> 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
<input type="checkbox"/> 作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
<input type="checkbox"/> 異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請**

令和5年

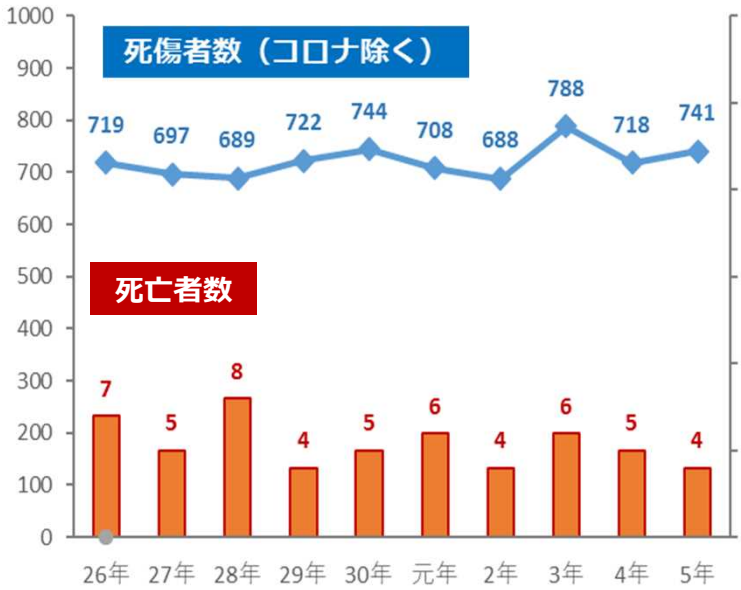
島根の労働災害



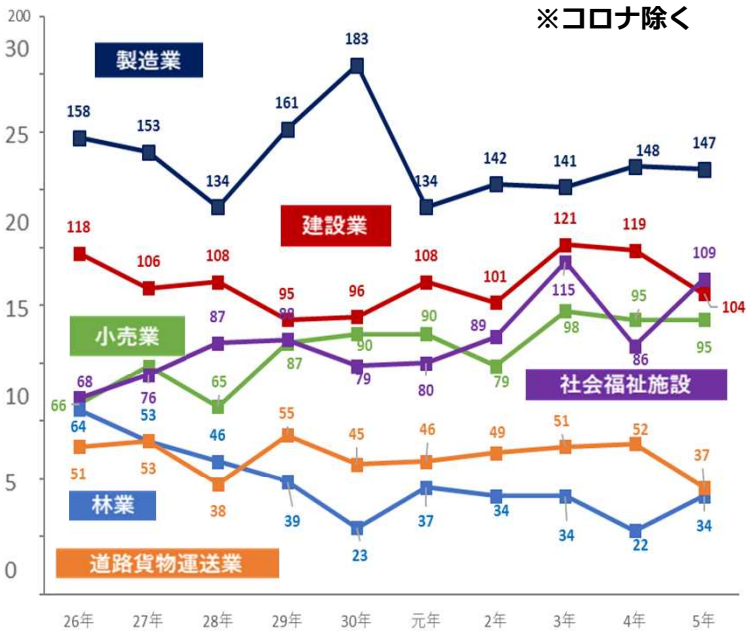
島根労働局
公式キャラクター
しじろー

島根県内における令和5年の労働災害発生状況（新型コロナ患者除く。）は、休業4日以上死傷者数が741人と、前年より23人（3.2%）増加し、うち死亡者数は4人と前年より1人減少しました。

年別労働災害発生件数の推移



年別業種別労働災害発生件数の推移



業種別・監督署別労働災害発生状況

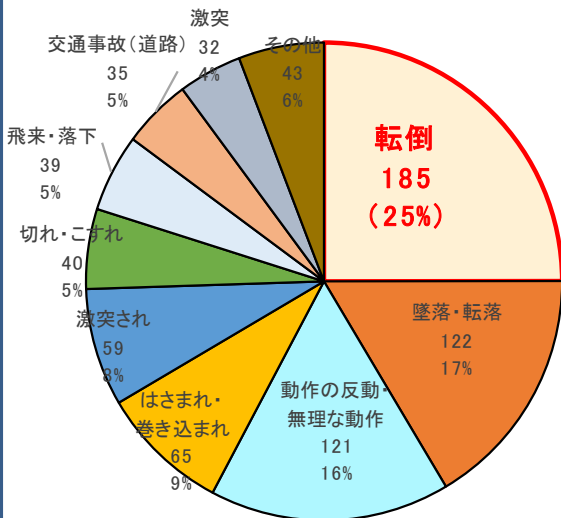
業	種	全署計						松江署						出雲署						浜田署						益田署						
		4年		5年		増減数	増減率 (%)	4年		5年		増減数	4年		5年		増減数	4年		5年		増減数	4年		5年		増減数					
		死亡	死傷者	死亡	死傷者			死亡	死傷者	死亡	死傷者		死亡	死傷者	死亡	死傷者		死亡	死傷者	死亡	死傷者		死亡	死傷者	死亡	死傷者		死亡	死傷者			
全産業計(除鉱山法適用)		5	718	4	741	23	3.2	2	295	3	282	▲13	0	24	0	20	▲4	1	252	1	272	20	2	101	0	114	13	0	70	0	73	3
製造業	食料品	0	29	0	34	5	17.2	18	11	▲7	0	2	1	▲1	8	11	3	2	2	9	7	1	1	3	2	1	3	2				
	繊維・衣服	0	2	0	3	1	50.0			0	0	2	3	1	0	2	3	1			0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	木材・木製品	0	20	1	22	2	10.0	8	6	▲2	1		▲1	6	1	8	2	3	5	2	3	3	0	3	3	0						
	家具・装備品	0	1	0	2	1	100.0		1	1	0	1	1	0	0	1	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	パルプ・紙・紙加工品・印刷製	0	3	0	3	0	0.0	1		▲1	1		0	1	2	1	1			1	▲1			1	1	0	1	1				
	化学	0	8	0	12	4	50.0	4	3	▲1	0	1	5	4	2	1	▲1			1	1	1	3	2								
	窯業・土石	0	12	0	12	0	0.0	3	3	0	0	4	4	0	5	4	▲1			5	4	▲1		1	1	0						
	鉄鋼・非鉄	2	13	0	10	▲3	▲23.1	1	6	3	▲3	0	1	7	6	▲1			0	0	0	1	1	0	1	1						
	金属製品	0	14	0	10	▲4	▲28.6	3	3	0	0	4	3	▲1			2	2	7	2	▲5											
	機械器具	0	35	0	27	▲8	▲22.9	13	10	▲3	0	18	17	▲1	2	▲2			2	▲2		2	▲2	2	▲2							
その他の製造業	0	11	0	12	1	9.1	6	4	▲2	1	1	0	1	4	3	3	3	0	1	1	0	1	1	0								
小計	2	148	1	147	▲1	▲0.7	1	62	0	44	▲18	0	4	0	2	▲2	1	53	1	64	11	0	18	0	24	6	0	15	0	15	0	
鉱業	0	3	0	5	2	66.7	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0			1	1	2	3	1	0	0	0	0	0				
建設業	土木	1	39	2	38	▲1	▲2.6	4	2	12	8	1		▲1	16	10	▲6	1	11	12	1	8	4	▲4								
	木造建築	0	14	0	10	▲4	▲28.6	4	5	1	0	5	4	▲1	4	1	▲3			1	▲3		1	▲1								
	その他の建築	1	50	0	37	▲13	▲26.0	21	14	▲7	2	0	1	▲1	17	10	▲7	1	5	3	▲2	7	10	3								
	その他	0	16	0	19	3	18.8	6	4	▲2	0	6	13	7	2	2	0	2	2	0	2	2	▲2	▲2								
小計	2	119	2	104	▲15	▲12.6	0	35	2	35	0	0	3	0	1	▲2	0	44	0	37	▲7	2	22	0	18	▲4	0	18	0	14	▲4	
運交	道路貨物運送	0	52	0	37	▲15	▲28.8	25	15	▲10	1	0	▲1	15	11	▲4	9	11	2	3	▲2											
運輸	その他の運輸	0	5	0	6	1	20.0	1	3	2	0	0	1	1	2	1	▲1	1	1	▲1	1	1	2	1	2	1						
林業	伐木・搬出	0	14	0	18	4	28.6	5	6	1	1	0	1	0	4	6	2	2	5	3	3	1	▲2									
	造林・その他の林業	0	8	0	16	8	100.0	2	5	3	1	0	2	1	1	7	6	2	3	1	3	1	▲2									
小計	0	22	0	34	12	54.5	0	7	0	11	4	0	2	0	3	1	0	5	0	13	8	0	4	0	8	4	0	6	0	2	▲4	
第三次産業	小売業	1	95	0	95	0	0.0	1	33	37	4	3	1	▲2	39	46	7	11	6	▲5	12	6	▲6									
	社会福祉施設	0	86	0	109	23	26.7	43	41	▲2	4	0	1	▲3	25	37	12	15	17	2	3	14	11									
	飲食店	0	23	0	12	▲11	▲47.8	10	4	▲6	0	9	5	▲4	3	2	▲1	1	1	0	1	1	0									
	その他の第三次産業	0	134	1	150	16	11.9	63	1	73	10	2	0	3	1	48	47	▲1	15	20	5	8	10	2								
小計	1	338	1	366	28	8.3	1	149	1	155	6	0	9	0	5	▲4	0	121	0	135	14	0	44	0	45	1	0	24	0	31	7	
その他	0	31	0	42	11	35.5	15	0	18	3	5	5	▲4	3	12	10	▲2	1	5	4	4	3	9	6								
新型コロナ患者(※外数)	0	1,599	0	568	▲1,031	▲64.5	0	602	0	283	▲319	0	3	0	31	28	0	639	0	146	▲493	0	157	0	73	▲84	0	201	0	66	▲135	

注1: 新型コロナに起因するものは除いて集計(外数部分を除く)。注2: 休業4日以上、隠岐は松江署の内数。注3: 増減数と増減率は、前年同月比。注4: 第三次産業とは、全産業のうち、製造業、鉱業、建設業、運輸交通業、貨物取扱業、農林業、畜産・水産業を除くもの。注5: その他とは、貨物取扱業、農業、畜産・水産業。

令和5年の死亡災害

No.	発生月	業種	発生状況
1	3月	卸売業	住宅横のわき道を農業用トラクターで運転していた。その後、わき道の路肩下へ農業用トラクターとともに転落し、農業用トラクターの下敷きになった。
2	5月	製造業	おが粉を製造するため原木を粉砕機に誘導していた。同僚が終業時刻になっても粉砕機の音がしたので様子を見に行ったら倒れていた。
3	11月	建設業	土嚢を据え付ける作業中、ドラグ・ショベルの横を通行していたところ、ドラグ・ショベルが旋回し、ドラグ・ショベルの車体後方部と仮設防護柵にはさまれた。
4	12月	建設業	埋め捨てられていたタワークレーンの基礎の撤去作業中、高さ約2.7mにあった地中梁の均しコンクリートの塊が落下し、その下敷きになった。

事故の型別発生状況（新型コロナ患者を除く）



「**転倒**」は、毎年最も多い事故の型です。令和5年は、「積雪・凍結」による「すべる」や床掃除等で床が濡れていたため「すべる」、段差による「つまづく」といった転倒災害が多く発生しました。また、「自分自身の足」すべり注意や「何も無い平坦な床」に「つまづく」といった設備等に起因しない転倒災害も多く発生しました。

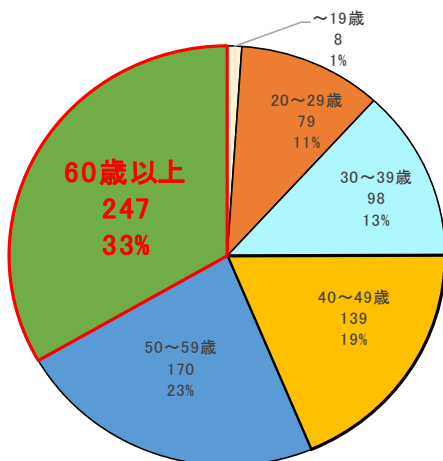


「**墜落・転落**」は、はしご・脚立等が起因している災害が最も多く発生し、トラック等の車両の荷台や階段からの墜落も多く発生しました。

「**動作の反動・無理な動作**」は、重量物を持ち上げる作業や人の介助作業における腰部の負傷（ぎっくり腰）が多く発生しました。また、無理な姿勢により膝や足首を捻るといった関節の障害も多く発生しました。

「**はさまれ・巻き込まれ**」は、機械による災害が最も多く発生し、特に非常作業での災害が多く発生しました。

年齢別発生状況（新型コロナ患者を除く）

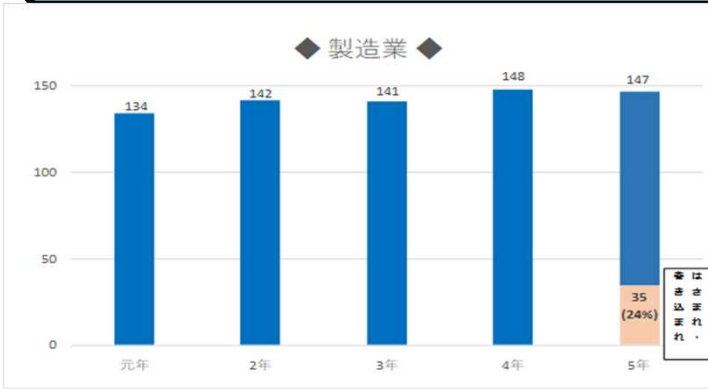


年齢が高くなるにつれ、全死傷者数に占める割合が高くなっています。特に「**60歳以上**」の被災労働者が占める割合が最も高く、被災した3人に1人は、60歳以上となっています。また、「**50歳以上**」では、56%と過半数を占めています。

このうち、「**60歳以上**」の事故の型別では、「**転倒**」災害が最も多く92人被災し、「**転倒**」災害全体の半数を占めています。また、「**50歳以上**」では、146人（79%）を占めています。

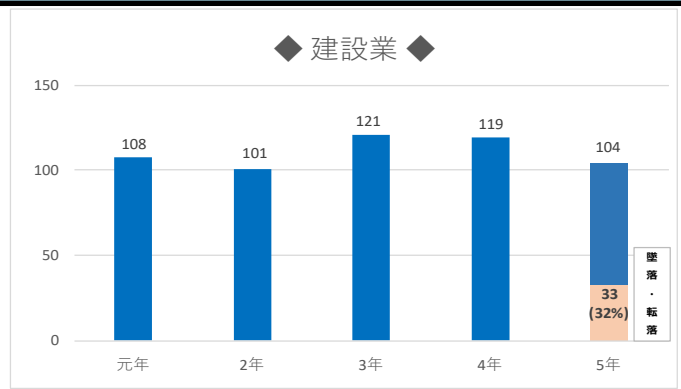
被災した際の休業日数は、年齢が高くなるにつれて多くなり、休業1か月以上は「**60歳以上**」が144人（58%）が休業日数1か月以上、「**50歳以上**」では、239人（57%）が被災しています。

労働災害が増加又は減少傾向がみられない業種の特徴（新型コロナ患者除く）



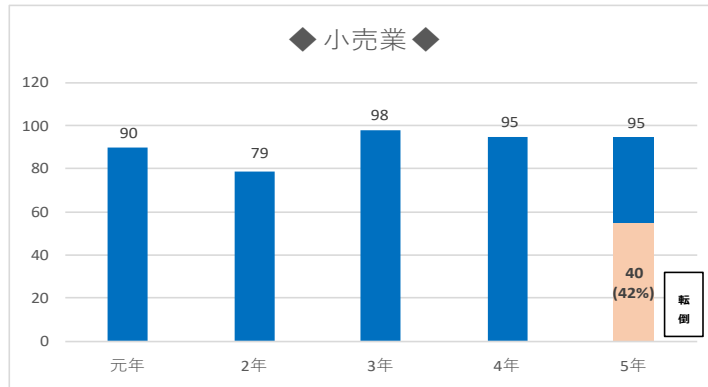
【災害の特徴】

- ・業種では、「食料品製造業」が最も多く23%を占め、次いで「機械器具製造業」で18%を占めている。
- ・事故の型別では、墜落・転落災害が最多で、特に脚立、はしご等の昇降設備による昇降中に発生。



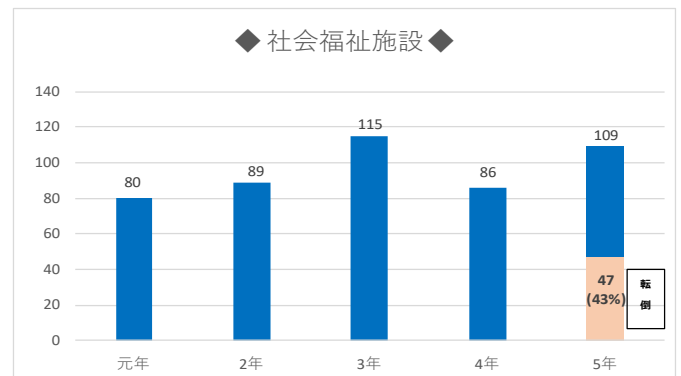
【災害の特徴】

- ・業種では、「土木工事業」が最も多く37%を占め、次いで建築設備工事などの「その他の建築」で36%を占めている。
- ・事故の型別では、墜落・転落災害が最多で、特に脚立、はしご等の昇降設備による昇降中に発生。



【災害の特徴】

- ・事故の型別では、転倒災害が最も多く42%を占めており、通路が濡れていたり、積雪・凍結等による「すべる」や台車、ケーブルや資材等に「つまづく」災害が多く発生。
- ・転倒災害の年齢別では、60歳以上が約6割占めており、そのうち7割が女性。

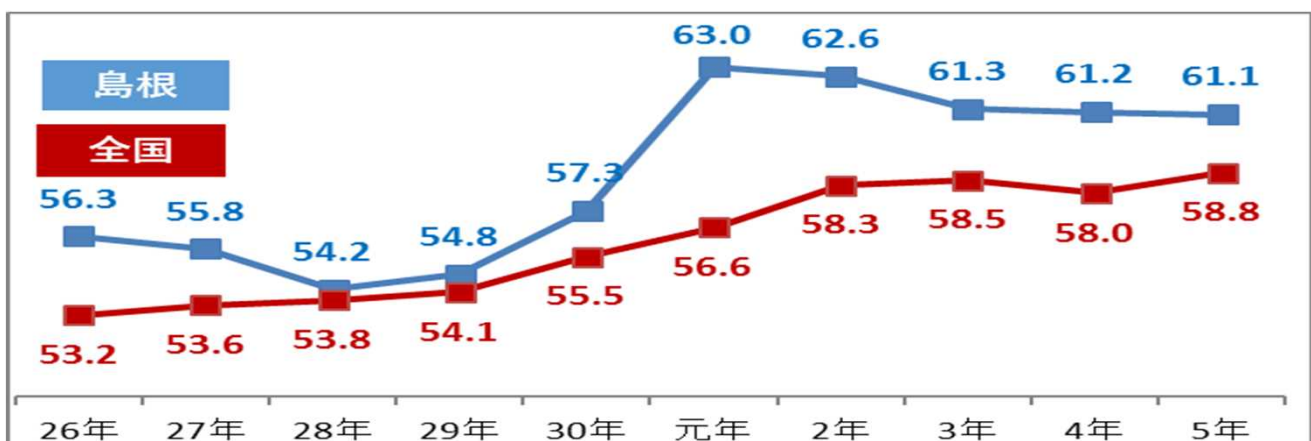


【災害の特徴】

- ・事故の型別では、転倒災害が最も多く43%を占めており、60歳以上が半数占めている。
- ・次いで動作の反動・無理な動作が多く、介助作業、無理な姿勢により捻挫、骨折等により被災。
- ・年齢別では、60歳以上が45%を占めている。

定期健康診断の有所見率の推移

県内の労働者の有所見率は依然として全国より高い傾向が続いています。



安全衛生関係支援事業、助成金、補助金等のご案内

専門家のアドバイスでSTOP労災！ 中小規模事業場安全衛生サポート事業のご案内

無料

中央労働災害防止協会では、労働者が概ね100人未満の製造業、鉱業、第三次産業（小売業、社会福祉施設、飲食店等）の店舗・施設等を対象に知識・経験豊富な安全衛生の専門家がお伺いし、作業現場や作業行動の安全衛生上の問題点を明らかにして改善のアドバイスを行います。

また、労働保険加入の製造業、鉱業、第三次産業で労働者数が概ね100人未満の事業場を中心とする集団、団体等に対して安全衛生に関する研修会や講演を行っています。



高齢労働者が安心して安全に働くことの職場づくりを応援します！ エイジフレンドリー補助金のご案内

60歳以上の高齢労働者を常時1名以上雇用する中小企業の事業者に対して、床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材を採用したり、階段に手すりを設けたり、パワーアシストスーツを導入するなど高齢労働者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要した費用を最大で100万円補助しています。

また、今年度から60歳以上の高齢労働者がいなくても健診結果等を踏まえた禁煙指導や健康教育、健康スコアリングレポート等を活用したコラボヘルス実施に向けたシステムの導入等コラボヘルス等の労働者の健康増進のための取組に要した費用を最大で30万円補助します。（令和5年度は（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会実施。）



新たな化学物質規制にかかる相談窓口、専門家の派遣のご案内

無料

職場で一定の化学物質を使用する場合はリスクアセスメントの実施等が義務付けられていますが、新たな化学物質規制が導入により、その対象は増加しています。リスクを踏まえた適正な化学物質管理に向け、電話・メール等による無料の相談窓口を設置し、事業場の皆様からのご質問にお答えしています。

また、訪問指導を希望される事業場に対し、専門家を無料で派遣し、現場での化学物質の使用実態を踏まえながら、リスクアセスメントに活用する手法等を指導しています。



団体経由産業保健活動推進助成金のご案内

事業主団体又は共同事業主で、中小企業事業主の占める割合が全体の過半数を占めるなど一定の要件を満たす団体に対し、傘下の中小企業等が医師、歯科医師による健康診断結果意見聴取、医師による面接指導、医師、保健師、看護師等による健康相談対応、医師、保健師、看護師等による健康教育研修などの産業保健サービスを行った場合、500万円を上限に、要した費用の9割を助成します。（構成事業主が50以上あること等を満たす場合は1,000万円上限となります。）



外国人労働者向け安全衛生教育教材 を労働災害防止にご活用ください

最大14言語・幅広い業種等に対応しました

厚生労働省は、外国人の方にも理解しやすい安全衛生教育教材を作成しています。外国人労働者の労働災害防止にお役立てください。

マンガ・動画教材

初めて安全衛生を学ぶ方にも理解できるよう、業種共通と業種・作業別の視聴覚教材（マンガ・動画教材）を作成しています。

▶教材はこちらから <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kyozaishiryo.html>

▶動画教材（YouTube）のチャンネル登録はこちらから <https://www.youtube.com/user/MHLWanzenvideo/>



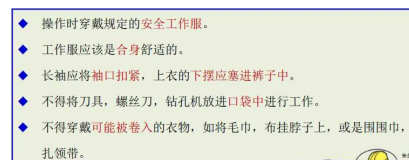
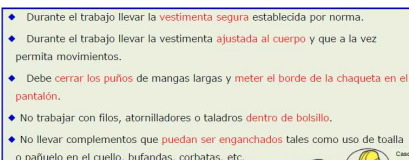
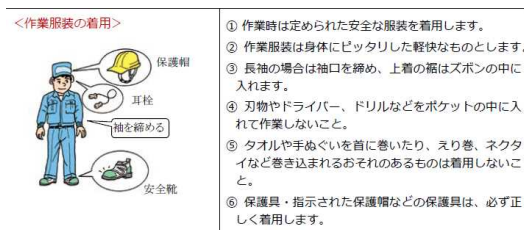
例) 転倒防止の注意：14言語対応（画像は、日本語・英語・ベトナム語）



未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル

未熟練労働者は、作業に慣れておらず、危険を把握・察知する能力が身につけていません。労働災害を防止するには、雇入れ時や作業の内容が変わる時点などでの安全衛生教育が重要です。これらの安全衛生教育に役立つよう、業種別（製造業、陸上貨物運送事業、商業など）の教材を作成しています。

▶教材はこちらから <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000118557.html>



例) 安全な服装のマニュアル：14言語対応（画像は、日本語・スペイン語・中国語）



技能講習補助教材

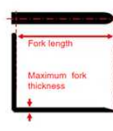
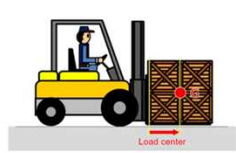
外国人労働者が技能講習時に専門用語を理解しやすいよう、技能講習別の補助教材を作成しています。

▶教材はこちらから https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11114.html

荷重中心とフォークの長さ

Load Center and Fork length

Trọng tâm tải và chiều dài càng nâng



例) 講習用パワーポイント（フォークリフト運転）：14言語対応（画像は、日本語・英語・ベトナム語）

